

民間保険事業に対し政府が何らかの財政的な関与を行っているもの

| 方法  | 制度のスキーム                     | 特別会計の規定  |
|---|-----------------------------|--|
| <p>地震保険</p> <p>○政府再保険<br/>(保険会社に対する措置)</p>  |                             | <p><b>地震再保険特別会計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険料収入</li> <li>■ 一般会計からの繰入れ</li> <li>■ 保険金支払いに不足がある場合は借入金</li> <li>■ 1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の総額の限度（5兆円のうち4兆1,221.9億円）は国会の議決を経る必要</li> </ul>   |
| <p>自賠責</p> <p>○無保険車、ひき逃げなどに対する政府保障事業<br/>(被害者に対する措置)</p> <p>(注)政府再保険 H14 に廃止。</p>   | <p>死亡事故等の場合<br/>3,000万円</p> | <p><b>自動車損害賠償保障事業特別会計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 賦課金収入（自賠責保険料の一部を賦課金として徴収）</li> <li>■ 他の会計からの繰入金、一般会計からの繰入金</li> <li>■ 保障金支払いに不足がある場合は借入金</li> </ul>   |
| <p>原子力</p> <p>①地震等、発生後10年超の請求によるものなどに対する政府補償契約<br/>(原子力事業者に対する措置)</p> <p>②保険、補償による賠償措置額（600億円等）を超えた場合、必要があると認めるときは、政府が必要な援助<br/>(原子力事業者に対する措置)</p> <p>③原子力事業者の責任範囲を超えた事故（戦争等）の場合、政府が必要な措置<br/>(被害者に対する措置)</p> |                             | <p><b>特別会計は存在しない</b></p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原子力事業者が補償料を納付</li> <li>■ 1年度内に締結する補償契約の限度は国会の議決を経る必要</li> </ul> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 賠償額が600億円を超えた場合、必要があると認めるときは、政府が必要な援助</li> <li>■ 国会の議決を経る必要</li> </ul> <p>(注)一義的には無過失責任を負う原子力事業者（電力会社等）が存在。</p> |

## 政府支援の類型について

### [支援対象による分類]

#### 1) 民間保険の支払い能力を補完するもの（上乘せ型）

- ・地震保険（政府再保険）  
[民間保険（100%） → 民間保険（50%）、政府（50%） → 民間保険（5%）、政府（95%）]
- ・原子力保険（②部分）  
[民間保険（600億円） → 原子力事業者 → 政府援助]

#### 2) 民間保険の免責部分に対応しているもの（横出し型）

- ・自賠償保険（政府保障事業）
- ・原子力保険（政府補償契約（①部分））
- ・原子力保険（③部分）

### [契約方法・負担方法による分類]

#### 1) 保険契約・補償契約等により政府支出を約束しているもの

（保険料等の徴収を行いつつ、保険料と不足分を税負担により支出）

- ・地震保険（政府再保険）
- ・自賠償保険（政府保障事業）
- ・原子力保険（政府補償契約（①部分））

#### 2) 契約等はなく、必要があると認められる場合に政府が援助、救助等を行うもの （税負担により支出）

（注：政府支出は約束していない。）

- ・原子力保険（②部分）
- ・原子力保険（③部分）

